

入札の公 告

社会福祉法人追分あけぼの会公告第2015-02号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成27年8月19日

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文

1. 入札に付する事項

- (1) 業務の名称 (仮称)小規模多機能型居宅介護事業所あびら建物改修工事監理業務委託
- (2) 業務の場所 勇払郡安平町追分中央1番地41
- (3) 業務の期間 契約締結日の翌日から平成28年1月20日（水）まで
- (4) 業務の概要 入札説明書による。

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、次の要件のいずれにも該当すること。

- (1) 発注業務の対応する平成27年北海道告示第5号に規定する建築設計の資格を有する一級建築士事務所であること。
- (2) 競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 北海道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による北海道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (5) 北海道内に、契約締結権がある営業所（本店、支店及びこれに準ずる事務所）を有すること。
- (6) 過去10年間に、国、都道府県、市町村又は社会福祉法人における本工事と同種で、かつ、おおむね同規模以上と認められる工事監理業務委託の受託実績を有すること。なお、共同企業体として受託した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合に限るものとする。
- (7) 管理技術者又は業務担当予定者は、(6)に該当する業務の実施設計又は工事監理業務経験を有し、(5)に規定する営業所等に勤務する者であること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係若しくは人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

3 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出期間

平成27年9月1日（火）から平成27年9月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

(3) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成27年9月17日（木）までに書面により通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

電話 0145-25-2233

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道勇払郡安平町追分縁が丘200番地2

安平町追分公民館 第1研修室A・B

(2) 入札日時

平成27年10月2日（金） 午前11時00分

(3) 開札場所

(1)に同じ

(4) 開札日時

(2)に同じ

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

契約保証金は、契約金額が5,000万円未満の場合は免除する。契約金額が5,000万円以上の契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、社会福祉法人追分あけぼの会を債務者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

9 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は、次のとおり交付する。

(1) 交付期間

平成27年8月19日（水）から平成27年9月14日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。

ただし、インターネットによる場合は、平成27年8月19日（水）午前9時から平成27年9月14
日（火）午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規
定する休日を除く。）とする。

(2) 交付場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。

「社会福祉法人追分あけぼの会のホームページ」 (<http://oiwake-akebono.com/>)

(3) 交付方法

直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費用

無料とする。

1 0 送付による入札

認めない。

1 1 落札者の決定方法

経理規程第65条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な
入札に限る。）した者を落札者とする。

1 2 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者
とは、契約を行わない。

1 3 契約書作成の要否

必要とする。

1 4 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定していない。

1 5 その他

- (1) 入札の執行回数は原則2回までとする。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、2に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規
則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金
額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする
ので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつ

た契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

(電話番号 0145-25-2233)

イ 所在地 北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

(6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) 初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。

(8) この入札の執行は、公開する。

(9) 詳細は、入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、平成27年8月19日に公告（社会福祉法人追分あけぼの会公告第2015-02号）した、一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1. 契約担当者等

社会福祉法人追分あけぼの会 理事長 金子 洋文

2. 入札に付する事項

- (1) 業務の名称 (仮称)小規模多機能型居宅介護事業所あびら建物改修工事監理業務委託
- (2) 業務の場所 勇払郡安平町追分中央1番地41
- (3) 業務の期間 契約締結日の翌日から平成28年1月20日（水）まで
- (4) 業務の概要 別途閲覧に供する仕様書による。

3. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、次の要件のいずれにも該当すること。

- (1) 発注業務の対応する平成27年北海道告示第5号に規定する建築設計の資格を有する一級建築士事務所であること。
- (2) 競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 北海道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による北海道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (5) 北海道内に、契約締結権がある営業所（本店、支店及びこれに準ずる事務所）を有すること。
- (6) 過去10年間に、国、都道府県、市町村又は社会福祉法人における本工事と同種で、かつ、おおむね同規模以上と認められる工事監理業務委託の受託実績を有すること。なお、共同企業体として受託した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合に限るものとする。
- (7) 管理技術者又は業務担当予定者は、(6)に該当する業務の実施設計又は工事監理業務経験を有し、(5)に規定する営業所等に勤務すること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係若しくは人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、(8)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得第4条第2項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中

の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

a 一方の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4. 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 入札説明書3(1)に定める競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 類似業務受託実績調書

ウ 類似業務受託実績を証明する書面（業務実績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し）並びに共同企業体協定書の写し）

エ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。）

オ 審査結果通知を送付する返信用封筒（82円切手を貼付のこと）

(2) 提出期間

平成27年9月1日（火）から平成27年9月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。

(3) 提出場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

電話 0145-25-2233

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5. 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成27年9月17日（木）までに書面により通知する。

6. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、平成27年9月28日（月）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により回答する。

7. 契約条項を示す場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

電話 0145-25-22335

8. 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所

北海道勇払郡安平町追分縁が丘200番地2

安平町追分公民館 第1研修室A・B

- (2) 入札日時

平成27年10月2日（金） 午前11時00分

- (3) 開札場所

(1) に同じ

- (4) 開札日時

(2) に同じ

9. 送付による入札

認めない。

10. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

- (2) 契約保証金

契約金額が5,000万円未満の場合は免除する。契約金額が5,000万円以上の契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履

行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、社会福祉法人追分あけぼの会を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

1.1 落札者の決定方法

経理規程第65条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

1.2 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者は、契約を行わない。

1.3 契約書作成の要否

必要とする。

1.4 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定していない。

1.5 図面、仕様書等（以下、「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

平成27年9月1日（火）から平成27年9月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に

関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参により提出すること。

ア 受付期間

平成27年9月1日（火）から平成27年9月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に

関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

- (3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

平成27年9月8日（火）から平成27年10月2日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に

関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

1 6 支払条件

(1) 前金払

前金払は行わない。

(2) 中間前金払

中間前金払は行わない。

(3) 部分払

部分払は行わない。

1 7 その他

(1) 入札の執行回数は原則2回までとする。

(2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの入札の公告（入札説明書）に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、社会福祉法人追分あけぼの会理事長が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) 初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。

(8) この入札の執行は、公開する。

(9) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を社会福祉法人追分あけぼの会に提出し、社会福祉法人追分あけぼの会が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、社会福祉法人追分あけぼの会が指定する様式により依頼すること。

(10) この公告のほか、入札に参加する者は、社会福祉法人追分あけぼの会競争入札心得、道財務規則、北海道知事が別に定める建設工事等競争入札心得、その他関係法令の規定を承知すること。

(11) 入札の公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、社会福祉法人追分あけぼの会法人本部（電話番号0145-25-2233）に照会すること。

工事監理業務委託仕様書

1. 業務の名称 (仮称)小規模多機能型居宅介護事業所あびら建物改修工事監理業務委託
2. 業務の場所 勇払郡安平町追分中央1丁目41
3. 業務の期間 契約日の翌日から平成28年1月20日まで
4. 業務の概要 監理業務
5. 用途・種類 児童福祉施設等(小規模多機能型居宅介護事業所)
6. 構造・規模 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 延べ床面積456.28m²
7. 工事の概要
- ・建築概要 床、壁、天井の改修等
 - ・電気設備概要 電灯、照明、電話、呼出、テレビ共視、放送、火災報知器 他
 - ・機械設備概要 給水、給湯、衛生器具、簡易スプリンクラー、暖房、冷房、換気 他
8. 実施設計図 別紙参照
9. 別途工事 什器備品
10. 委託費算定
- a) 直接人件費 30.10人
 - b) 諸経費 0.46
 - c) 技術経費 0.1
 - d) 特別経費 0

別記第1号様式

制限付一般競争入札参加資格審査申請書

平成27年 月 日

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文様

平成27年8月19日付けで入札公告がありました、(仮称)小規模多機能型居宅介護事業所あびら建物改修工事監理業務委託に係る競争入札参加資格について、審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付書類すべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申請者〔北海道の競争入札参加資格登録番号／〕

所 在 地	〒 一 電話番号 () 一	印
ふりがな		
商号又は名称		
ふりがな		
代 表 者		
主たる営業所の所在地		
営業所の所在地		

私は、競争入札参加資格審査申請にあたり、次に該当しない者であることを申し出ます。

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者
2. 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
3. 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者
4. 道税等に滞納がある者

1. 本申請に係る連絡先

所 属	
氏 名	
電話番号	

2. 添付書類

- (1) 入札説明書3(1)に定める競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- (2) 類似業務受託実績調書
- (3) 過去10年間に、国、都道府県、市町村又は社会福祉法人における工事監理業務委託の受託実績を証明する書類。(類似業務受託実績調書、業務実績証明書又は代わる書面)
- (4) 特定関係調書
- (5) 審査結果通知を送付する返信用封筒(82円切手を貼付のこと)

別記第2号様式

類似業務受託実績調査書

申請者

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

(印)

発注者名	
業務名	業務名
発注機関名	
受託場所	
契約金額	円
業務期間	～
受注形態	
業務概要	

※注1) 公告において明示した業務委託と類似する元請けとしての受託実績（業務完了し、引渡済みのものに限る。）について記載すること。

- 2) この様式は、申請者が共同企業体の場合は、各構成員ごとに作成すること。
- 3) 受注者名欄には、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。
- 4) 類似業務受託実績を証明するものとして、業務実績証明書（別記第3号様式）又はこれに代わる書面（契約書等の写し）を添付すること。
- 5) 共同企業体としての実績がある場合は、当該共同企業体協定書及び附属協定書のそれぞれの写しを添付すること。

別記第3号様式

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文 様

業務実績証明書

受注者 在地
所 商号又は名称
代表者職氏名

次の業務を履行したことを証明願います。

事業年度 ※平成00年度	業務名	業務概要	受託場所	契約金額 ※H00.00.00	業務期間 ※H00.00.00	契約年月日 ※H00.00.00	完了年月日 ※H00.00.00	履行状況
				円				

上記業務を履行したことを証明します。

平成 年 月 日

発注者(証明者)

(印)

- ※注1) この様式は、類似業務受託実績を証明するために使用すること。
- 2) この様式は、申請者が共同企業体の場合は各構成員ごとに作成すること。
- 3) 契約金額欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体としての請負金額のほか構成員としての出資割合を記載すること。

別記第5号様式

特定関係調書

平成 年 月 日

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文様

申請者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

特定関係（資本関係又は人的関係）については、次のとおりです。

記

1. 他の「北海道建設工事競争入札参加資格者」との間における特定関係〔あり・なし〕

(1) 資本関係がある他の資格者

ア 親会社の関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

イ 子会社の関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

(2) 人的関係がある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

※注1) 1はどちらかを○印で囲み、「なし」の場合には(1)及び(2)の欄に記載する必要はない。

- 2) 資本等で関係がある他の資格者を記載するときは、本業務の入札説明書等で表示されている北海道の競争入札参加資格（格付のある資格の場合は、格付及びみなし格付を含む。）を有する者を記載すること。そのため、本工事の入札説明書等で表示されている資格以外の資格を有する者については、記載する必要はない。
- 3) 資本等で関係がある他の資格者が、他の共同企業体を結成し、かつ、その共同企業体の代表者である場合も同様に記載すること。
- 4) 所在地（市町村名）について、北海道内の資格者は「主たる営業所が存する市町村名」を、北海道外の資格者は「主たる営業所が存する都府県名」を記載すること。
- 5) 当該調書提出後、入札執行までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合には、その都度提出すること。

監理業務委託契約書（案）

委託者 社会福祉法人追分あけぼの会 理事長 金子洋文 を甲として
受託者 _____ を乙として

件名 (仮称)小規模多機能型居宅介護事業所あびら建物改修工事監理業務 の

建築の監理業務について、次の条項と添付の四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款（以下「本約款」という。）及び業務委託書（「業務委託書①契約業務一覧表」及び「業務委託書②基本業務委託書」により構成される。以下同じ。）に基づいて、業務委託契約を締結する。

1. 建 設 地 北海道勇払郡安平町追分中央1番地41

2. 建築物の用途・構造・規模

用途：児童福祉施設等（小規模多機能型居宅介護事業所）

構造：規模：木造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建 延べ床面積456.28m²

3. 業務委託の種類、内容及び実施方法

添付の業務委託書に示すとおりとする。

4. 業務の実施期間

監理業務 契約日の翌日～平成28年1月20日

5. 監理業務において、工事と設計図書との照合の方法及び監理の実施状況に関する報告の方法

添付の業務委託書に示すとおりとする。

6. 業務報酬の額及び支払の時期

報酬額（内取引に係る消費税及び地方消費税の額）

業務報酬の合計金額 ￥_____（￥_____）

支払の時期 支払額（内取引に係る消費税及び地方消費税の額）

監理業務完了後（平成28年2月29日） ￥_____（￥_____）

7. 契約の解除に関する事項

本約款第26条（解除権の行使）及び第27条（解除の効果）の規定による。

9. 適用除外事項

本約款の各条項のうち、調査・企画業務又は監理業務に関する部分及び以下の条項についてでは、適用除外とする。

第4条	〔成果物の説明・提出〕
第5条	〔業務工程表の提出〕
第9条	〔著作権の帰属〕
第10条	〔著作物の利用〕
第11条	〔著作者人格権の制限〕
第12条	〔著作権の譲渡禁止〕
第13条	〔著作権等の保証〕
第16条	〔設計業務委託書の追加、変更等〕
第16条の3	〔設計・監理業務委託書の追加、変更等〕
第16条の4	〔調査・企画業務委託書の追加、変更等〕
第174条	〔設計業務、調査・企画業務における矛盾等の解消〕
第18条	〔乙の請求による設計業務、調査・企画業務の履行期間の延長〕
第23条	〔成果物のかしに対する乙の責任〕
第24条	〔設計業務、調査・企画業務における甲の中止権〕
第25条	〔設計業務、調査・企画業務における乙の中止権〕

この契約の証として本書2通を作り、甲及び乙が、記名押印又は署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年10月 日

委託者 北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6
社会福祉法人 追分あけぼの会
理事長 金子洋文

受託者

四会連合協定

建築設計・監理等業務委託契約約款

平成11年10月 1日制定
平成19年 6月20日改正
平成21年 7月27日改正

社団法人 日本建築士会連合会
社団法人 日本建築士事務所協会連合会
社団法人 日本建築家協会
社団法人 建築業協会

本契約書類において、本業務委託契約約款を添付することができる業務委託契約書は、以下のとおりです。

- ・建築設計・監理業務委託契約書
- ・建築設計業務委託契約書
- ・監理業務委託契約書
- ・調査・企画業務委託契約書
- ・建築設計・調査・企画業務委託契約書

目 次

第1条	[総則]	2
第2条	[協議の書面主義]	2
第3条	[業務に係る情報提供等]	2
第4条	[成果物の説明・提出]	2
第5条	[業務工程表の提出]	2
第6条	[監理業務方針の説明等]	3
第7条	[権利・義務の譲渡等の禁止]	3
第8条	[秘密の保持]	3
第9条	[著作権の帰属]	3
第10条	[著作物の利用]	3
第11条	[著作者人格権の制限]	3
第12条	[著作権の譲渡禁止]	4
第13条	[著作権等の保証]	4
第14条	[再委託]	4
第15条	[乙の説明・報告義務]	4
第16条	[設計業務委託書の追加、変更等]【設計業務委託の場合に適用】	4
第16条の2	【監理業務委託書の追加、変更等】【監理業務委託の場合に適用】	5
第16条の3	【設計・監理業務委託書の追加、変更等】【設計・監理業務一括委託の場合に適用】	5
第16条の4	【調査・企画業務委託書の追加、変更等】【調査・企画業務委託の場合に適用】	5
第17条	[設計業務、調査・企画業務における矛盾等の解消]	5
第18条	[乙の請求による設計業務、調査・企画業務の履行期間の延長]	6
第19条	[設計業務、監理業務、調査・企画業務報酬の支払]	6
第20条	[監理業務報酬の増額]	6
第21条	[乙の債務不履行責任]	6
第22条	[甲の債務不履行責任]	6
第23条	[成果物のかしに対する乙の責任]	6
第24条	[設計業務、調査・企画業務における甲の中止権]	7
第25条	[設計業務、調査・企画業務における乙の中止権]	7
第26条	[解除権の行使]	7
第27条	[解除の効果]	8
第28条	[保険]	8
第29条	[紛争の解決]	8
第30条	[契約外の事項]	8

四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款

第1条〔総則〕

- 1 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）、業務委託書（「契約業務一覧表」及び「基本業務委託書」で構成される。）において定められる設計に関する業務（以下「設計業務」という。）、監理に関する業務（以下、「監理業務」という。）又は調査・企画に関する業務（以下「調査・企画業務」という。）を内容とする委託契約（以下「この契約」という。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、建築士法、建築基準法その他業務に関する法令を遵守し、この契約に基づき、善良な管理者の注意をもって、建築物の質の向上に寄与するよう、公正かつ誠実に業務を行う。
- 3 乙は、設計業務及び監理業務を遂行するにあたり建築士法等の法令に基づき必要となる資格を有する者（建築士法第20条の2及び同法第20条の3を含む。）を従事させなければならない。
- 4 監理業務には、建築士法第2条第7項で定める工事監理並びに同法第18条第3項及び同法第20条第3項で定める工事監理者の業務を含む。
- 5 甲は、乙に対し、この契約に基づいて設計業務、監理業務又は調査・企画業務に係る各報酬を支払う。
- 6 この契約における期間の定めについては、民法の定めるところによる。

第2条〔協議の書面主義〕

甲及び乙は、乙が設計業務、監理業務又は調査・企画業務を行うにあたり協議をもって決定した事項については、原則として速やかに、書面を作成し、記名・押印する。

第3条〔業務に係る情報提供等〕

- 1 甲は、乙に対し、設計業務、監理業務又は調査・企画業務を遂行するにあたり必要となる、建設企画・建築物設計の意図、建設計画の概要、要求条件、資料、その他業務遂行上必要となる情報を、乙の求めに応じて、適確かつ可能な限り詳細に提供しなければならない。
- 2 甲は、設計業務、監理業務又は調査・企画業務に関し、必要あるときは乙に対し指示をすることができる。ただし、甲の指示の内容が建築士法、建築基準法その他業務に関する法令に抵触し又は抵触するおそれがあると認められる場合、乙は撤回又は変更を求めることができる。

第4条〔成果物の説明・提出〕

- 1 設計業務については、乙は、甲に対し、業務委託書記載の設計業務の成果物（以下「設計成果物」という。）に関し、説明を行い、これを提出する。
- 2 調査・企画業務については、乙は、甲に対し、業務委託書記載の調査・企画業務の成果物（以下「調査・企画成果物」という。）に関し、説明を行い、これを提出する。

第5条〔業務工程表の提出〕

- 1 乙は、業務委託書に基づいて、設計業務又は調査・企画業務の工程表を作成し、この契約を甲と締結した日から14日以内に、その内容を説明したうえで甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、乙に対して、その修正につき協議を請求することができる。
- 3 この約款の規定により履行期間又は業務委託書の内容が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約を甲と締結した日から」とあるのは「当該請求があつた日から」と読み替えて、前項の規定を準用する。

第6条〔監理業務方針の説明等〕

- 1 乙は、業務委託書に基づいて監理業務方針を策定し、その内容を甲に説明しなければならない。
- 2 甲は、前項の監理業務方針の説明を受けた日から7日以内に、乙に対して、その修正につき協議を請求することができる。
- 3 この約款の規定により履行期間又は業務委託書の内容が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、監理業務方針の再説明を請求することができる。

第7条〔権利・義務の譲渡等の禁止〕

- 1 甲及び乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、成果物（設計成果物又は調査・企画成果物をいう。以下同じ。）、成果物として作成途中のもの（以下「未完了の成果物」という。）及び業務を行ううえで得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保のために供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第8条〔秘密の保持〕

- 1 乙は、設計業務、監理業務又は調査・企画業務を行ううえで知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 乙は、甲の承諾なく、成果物、未完了の成果物並びに設計業務、監理業務又は調査・企画業務を行ううえで得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

第9条〔著作権の帰属〕

成果物又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作物（著作権法第2条第1項第1号）に該当する場合（以下著作物に該当する成果物を「著作成果物」、著作物に該当する本件建築物を「本件著作建築物」という。）、その著作権（著作者人格権を含む。以下「著作権」という。）は、乙に帰属する。

第10条〔著作物の利用〕

- 1 甲は、別段の定めのない限り、次の各号に掲げるとおり著作成果物を利用することができます。
この場合において、乙は、甲以外の第三者に次の各号に掲げる著作成果物の利用をさせてはならない。
 - ① 著作成果物を利用して建築物を1棟（著作成果物が2以上の構えを有する建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき1棟ずつ）完成すること。
 - ② 前号の目的（乙が甲に著作成果物を交付した後の甲の要求条件の変更、甲が承諾した施工者等の代替案（VE提案等）その他の事由により生じる一切の変更に必要な設計業務及び調査・企画業務を含む。）及び本件著作建築物の増築、改築、修繕、模様替え、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で著作成果物を複製し、又は変形、翻案、改変その他修正をすること。
- 2 甲は、本件著作建築物を次の各号に掲げるとおり利用し、又は取り壊すことができる。
 - ① 写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - ② 増築し、改築し、修繕し、又は模様替えすること。

第11条〔著作者人格権の制限〕

- 1 甲は、著作成果物又は本件著作建築物の内容を公表することができる。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をする場合、甲の承諾を得なければならない。
 - ① 著作成果物又は本件著作建築物の内容を公表すること。
 - ② 本件著作建築物に乙の実名又は変名を表示すること。
- 3 乙は、前条及び本条第1項の場合において、別段の定めのない限り、甲に対し、本件著作建築物に関する著作権法第19条第1項の定める権利（氏名表示権）を、著作成果物及び本件著作建築物に関する同法第20条第1項の定める権利（同一性保持権）を、それぞれ行使しない。

第12条【著作権の譲渡禁止】

乙は、著作成果物及び本件著作建築物にかかる著作権を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第13条【著作権等の保証】

乙は、設計業務又は調査・企画業務の遂行方法及び成果物につき、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「著作権等」という。）を侵害した場合、その第三者に対して損害の賠償を行わなければならない。この場合において、甲の指示につき甲に過失あるときは、甲は、その過失の割合に応じた負担をしなければならない。

第14条【再委託】

- 1 乙は、設計業務、監理業務又は調査・企画業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- 2 乙は、設計業務又は監理業務の一部を他の建築士事務所の開設者（建築士法第23条の3第1項及び法第23条の5）に委託することができる。この場合乙は、あらかじめ甲に対し、その委託にかかる業務の概要、当該他の建築士事務所の開設者の氏名又は名称及び住所を記載した書面を交付のうえ、委託の趣旨を説明し、承諾を得なければならない。
- 3 乙は、調査・企画業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ甲に対し、その委託にかかる業務の概要、当該第三者的氏名又は名称及び住所を記載した書面を交付のうえ、委託の趣旨を説明し、承諾を得なければならない。
- 4 乙は、第2項又は前項により、業務の一部について、他の建築士事務所の開設者又は第三者に委託した場合、甲に対し、当該他の建築士事務所の開設者又は当該第三者の受託に基づく行為全てについて責任を負う。

第15条【乙の説明・報告義務】

乙は、この契約に定めがある場合、又は甲の請求があるときは、設計業務、監理業務又は調査・企画業務の進捗状況について、甲に説明・報告しなければならない。

第16条【設計業務委託書の追加、変更等】【設計業務委託の場合に適用】

- 1 甲は、設計業務の段階において、必要があると認めるときは、業務委託書の内容、甲乙協議の内容又はすでになした甲の指示に関して、乙に通知して、追加又は変更をすることができる。この場合において、乙は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間の変更、設計業務報酬額の変更及び乙が損害を受けているときはその賠償を請求することができる。
- 2 乙は、乙が行った設計業務のうち、監理業務の段階で最終的に確定することが予定されるものにつき、業務委託書の「工事施工段階で設計者が行うことの合理性がある実施設計に関する基本業務」を除き、甲又は監理業務を受託した者が確定することを承諾するとともに、その結果につき異議を述べない。
- 3 甲は、監理業務の段階において、設計成果物について、変更の必要が生じた場合、この変更に必要な設計業務（以下「設計変更業務」という。）を乙に別途委託しなければならない。ただし、乙が受託しない場合、甲は第三者に委託することができる。
- 4 前項において、甲が設計変更業務を乙に委託しようとするときは、甲はあらかじめ履行期間、業務報酬等について乙と協議のうえ、乙の承諾を得なければならない。
- 5 第3項において、甲が設計変更業務を第三者に委託した場合、以下の各号のとおりとする。
 - ① 乙は、当該設計変更業務の内容につき、一切の責任を負わない。
 - ② 甲は、建築基準法上必要となる計画変更手続等（以下「計画変更手続等」という。）において、当該変更に係る設計者として乙の名義を使用してはならない。また、甲が計画変更手続等を行わない場合、設計者として乙の名義を使用してはならない。

第16条の2【監理業務委託書の追加、変更等】【監理業務委託の場合に適用】

- 1 乙の責めに帰すことができない事由により、設計が変更され（甲が承諾した工事施工者等の代替案（VE提案等）に係るものを含む。）又は工事現場の状況が変化したり、あるいは工事施工者の品質管理が十分に行われないなどのため、監理業務の内容を変更する必要があると認められる場合、甲及び乙は、速やかに業務委託書の内容、履行期間及び監理業務報酬額の変更について協議しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲乙の協議が成立するまでの間、乙は、甲に通知して、必要と認められる監理業務を行うことができる。この場合において、乙は、甲に対し、理由を明示して、必要と認められる監理業務報酬を請求することができる。
- 3 甲は、監理業務の段階において、設計成果物について変更の必要が生じた場合、設計変更業務を変更前の設計業務を行った者（以下「原設計者」という。）に別途委託しなければならない。ただし、原設計者が受託しない場合、甲は、乙又はその他の第三者に委託することができる。
- 4 前項において、甲が設計変更業務を原設計者又はその他の第三者に委託した場合、甲は、当該変更の結果を乙に示さなければならぬ。
- 5 第3項において甲が設計変更業務を乙に委託しようとするときは、甲は、あらかじめ履行期間、業務報酬等について乙と協議のうえ、乙の承諾を得なければならない。

第16条の3【設計・監理業務委託書の追加、変更等】【設計・監理業務一括委託の場合に適用】

- 1 甲は、設計業務の段階において、必要があると認めるときは、業務委託書の内容、甲乙協議の内容又はすでになした甲の指示に関して、乙に通知して、追加又は変更をすることができる。この場合において、乙は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間の変更、設計業務報酬額の変更及び乙が損害を受けているときはその賠償を請求することができる。
- 2 甲は、監理業務の段階において、設計変更（甲が承諾した工事施工者等の代替案（VE提案等）に伴う追加又は変更を含む。）等を行う必要が生じた場合、乙にこの変更に必要な設計業務を委託することとし、その報酬額、履行期間など必要事項につき、甲及び乙は速やかに協議しなければならない。この場合において、協議が成立しないときは、乙は甲に対し、理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間及び設計業務報酬を請求することができる。
- 3 監理業務の段階において、乙の責めに帰すことができない事由により、第1項もしくは第2項により設計が変更されたため又は工事現場の状況が変化しもしくは工事施工者の品質管理が十分に行われないなどのため、監理業務の内容を変更する必要があると認められる場合、甲及び乙は、速やかに業務委託書の内容、履行期間及び監理業務報酬額の変更について協議しなければならない。
- 4 前項の場合において、甲乙の協議が成立するまでの間、乙は、甲に通知して、必要と認められる監理業務を行うことができる。この場合において、乙は、甲に対し、理由を明示して、必要と認められる監理業務報酬を請求することができる。

第16条の4【調査・企画業務委託書の追加、変更等】【調査・企画業務委託の場合に適用】

甲は、調査・企画業務の段階において、必要があると認めるときは、業務委託書の内容、甲乙協議の内容、又はすでになした甲の指示に関して、乙に通知して、追加又は変更をすることができる。この場合において、乙は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間の変更、調査・企画業務報酬額の変更並びに乙が損害を受けているときはその賠償を請求することができる。

第17条【設計業務、調査・企画業務における矛盾等の解消】

- 1 業務委託書の内容、甲乙協議の内容、もしくは甲の指示が相互に矛盾し又はそれぞれの内容が不十分もしくは不適切であることが判明した場合、甲及び乙は、速やかに協議をしてその矛盾等を解消しなければならない。
- 2 前項の場合において協議が成立し矛盾等が解消したときは、乙は、その協議内容に従って、設計業務又は調査・企画業務を遂行しなければならない。この場合において、乙は、甲に対し、その矛盾等が甲の責めに帰すべき事由によるときは、必要と認められる履行期間の変更及び設

計業務報酬額の変更又は調査・企画業務報酬額の変更並びに乙が損害を受けているときはその賠償を、甲乙双方の責めに帰すことのできない事由によるときは必要と認められる履行期間の変更及び設計業務報酬額の変更又は調査・企画業務報酬額の変更を請求することができる。

第18条〔乙の請求による設計業務、調査・企画業務の履行期間の延長〕

乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に設計業務又は調査・企画業務を完了することができないときは、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間の延長を請求することができる。

第19条〔設計業務、監理業務、調査・企画業務報酬の支払〕

- 1 甲は、乙に対し、契約書において定めた設計業務報酬、監理業務報酬及び調査・企画業務報酬を、設計業務報酬及び調査・企画業務については成果物の受領の後速やかに、監理業務報酬については監理業務完了手続終了の後速やかに支払う。ただし、いずれの報酬についても、契約書において別段の定めをしたときは、この限りでない。
- 2 甲乙双方の責めに帰すことができない事由により乙が設計業務、監理業務又は調査・企画業務を行うことができなくなった場合、乙は、甲に対し、既に遂行した各業務の割合に応じて各業務報酬を請求することができる。

第20条〔監理業務報酬の増額〕

乙の責めに帰すことができない事由により、工期が延長され又は工事が工期内に完了しない場合、乙は、甲に対し、監理業務報酬につき、理由を明示して、必要と認められる増額を請求することができる。

第21条〔乙の債務不履行責任〕

甲は、乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているものほか、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責めに帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りでない。

第22条〔甲の債務不履行責任〕

乙は、甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているものほか、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、甲がその責めに帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りでない。

第23条〔成果物のかしに対する乙の責任〕

- 1 甲は、成果物の交付を受けたのちにその成果物にかしが発見された場合、乙に対して、追完及び損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償の請求については、そのかしが乙の責めに帰すことができない事由に基づくものであることを乙が証明したときは、この限りでない。
- 2 前項の請求は、本件建築物の工事完成引渡後2年以内に行わなければならない。ただし、この場合であっても、成果物の交付の日から10年（調査・企画業務及び設計業務の双方を委託している場合は、設計成果物の交付の日から10年とする。以下、本条第3項において同じ。）を超えることはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず、成果物のかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことができる期間は、成果物の交付の日から10年とする。
- 4 甲は、成果物の交付の際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、成果物のかしが甲の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったとき、又は知ることができたときは、この限りでない。

第24条 [設計業務、調査・企画業務における甲の中止権]

- 1 甲は、必要があると認めるときは、乙に書面をもって通知して、設計業務又は調査・企画業務の全部又は一部の中止を請求することができる。
- 2 甲は、前項により中止された設計業務又は調査・企画業務を再開させようとする場合、その旨を乙に書面をもって通知しなければならない。
- 3 乙は前項の通知を受けた場合、甲に書面をもって通知して、設計業務又は調査・企画業務を再開しなければならない。
- 4 前項において設計業務又は調査・企画業務が再開された場合、乙は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間の変更及び設計業務報酬又は調査・企画業務報酬の変更並びに乙が損害を受けているときはその賠償を請求することができる。

第25条 [設計業務、調査・企画業務における乙の中止権]

- 1 乙は、次の各号の一に該当する場合、相当の期間を定めて催告しても甲がその状況を是正しないときは、甲に書面をもって通知して、設計業務又は調査・企画業務の全部又は一部を中止することができる。
 - ① 甲の責めに帰すべき事由により、甲がこの契約に従って支払うべき設計業務報酬又は調査・企画業務報酬の全部又は一部の支払を遅滞したとき。
 - ② 甲の責めに帰すべき事由により、設計業務又は調査・企画業務が遅滞したとき。
- 2 甲が前項第①号の支払をし、又は第②号の定める事由が解消したときは、乙は、甲の請求に応じ又は自ら甲に書面をもって通知して、設計業務又は調査・企画業務を再開しなければならない。この場合において、乙は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間の変更及び設計業務報酬又は調査・企画業務報酬の変更並びに乙が損害を受けているときはその賠償を請求することができる。

第26条 [解除権の行使]

- 1 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約の全部又は一部を解除することができる。
 - ① 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限内に設計業務又は調査・企画業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - ② 乙の責めに帰すべき事由により、この契約に定める協議が成立しないとき。
 - ③ 乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
 - ④ 前各号のほか、乙の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の設計業務、監理業務又は調査・企画業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって通知してこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約の全部又は一部を解除することができる。
 - ① 甲の責めに帰すべき事由により、この契約に定める協議が成立しないとき。
 - ② 第24条又は第25条の規定によって設計業務又は調査・企画業務の全部又は一部が中止された場合において、その中止期間が2ヶ月を経過したとき。
 - ③ 甲の責めに帰すべき事由により、甲がこの契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
 - ④ 監理業務の段階において、第16条の2第1項及び第2項又は第16条の3第3項及び第4項に基づき、乙が甲に対して履行期間の延長又は監理業務の報酬額の変更を求めたにもかかわらず、合理的な理由なく甲がこれに応じないとき。
 - ⑤ 監理業務の段階において、理由の如何を問わず、工事請負契約が解除されたとき。
 - ⑥ 前各号のほか、甲の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。

第27条〔解除の効果〕

- 1 前条における契約解除の場合、解除後の取扱いについては、次の各号のとおりとする。
 - ① 甲は、契約解除のときまでに乙から交付されている成果物及び未完了の成果物（以下すでに乙から交付されているこれらのものを「交付済み図書」という。）がある場合、これを利用することができる。
 - ② 前号において、交付済み図書が著作物に該当する場合、第9条から第12条までの規定中、「著作成果物」を「交付済み図書」と読み替えて適用する。ただし、甲は、未完了の成果物について乙の氏名を表示してはならない。又、成果物については第13条を適用する。
 - ③ 契約解除のときまでに行った監理業務に関して乙が甲に提出すべき書類がある場合、甲は、乙に対し、その書類の交付を請求することができる。又、すでに乙から甲に交付されている書類がある場合、甲は、これを利用することができる。
 - ④ 乙は、甲に対し、設計業務、監理業務又は調査・企画業務について、契約が解除されるまでの間、債務の本旨に従って履行した割合に応じた業務報酬（以下「各割合報酬」という。）の支払を請求することができる。
 - ⑤ 前号において、甲が、各業務報酬の一部又は全部を支払済みの場合（以下甲の支払済みの業務報酬を「各支払済み報酬」という。）であって、各割合報酬の額が各支払済み報酬の額を超えるときは、乙は、甲に対し、その差額の支払を請求することができ、各割合報酬の額が各支払済み報酬の額に満たないときは、甲は、乙に対し、その差額の返還を請求することができる。
- 2 前条第1項における契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を請求することができる。ただし、未完了の成果物について、甲は、かしがある場合といえども、追完及び損害の賠償を請求することができない。
- 3 前条第2項における契約解除の場合又は前条第3項で甲の責めに帰すべき事由による契約解除の場合は、第1項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を請求することができる。
- 4 前条における契約解除の場合、工事監理者を乙とする官公署への届け出があるときは、甲は、当該届出を直ちに変更しなければならない。

第28条〔保険〕

乙は、この契約に基づいて発生すべき債務を担保するための保険を付したときは、当該保険にかかる証券の写しを直ちに甲に提出しなければならない。

第29条〔紛争の解決〕

- 1 この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、訴えの提起又は民事調停法に基づく民事調停の申立てを行うことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議のうえ、仲裁合意書に基づいて、仲裁の申立てを行うことができる。

第30条〔契約外の事項〕

この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

業務委託書

①契約業務一覧表

件名 (仮称)小規模多機能型居宅介護事業所あびら工事監理
業務委託

契 約 日

平成 21 年 (2009年) 7 月 27 日版

社団法人 日本建築士会連合会
社団法人 日本建築士事務所協会連合会
社団法人 日本建築家協会
社団法人 建築業協会

- 1. 本契約において、受託者の行う業務は、本一覧表に示す業務とする。ただし、「基本業務」の業務内容については、別冊「業務委託書 ②基本業務委託書」に示す。
- 2. 本契約業務の履行にあたり、委託者、受託者の間で合意した事項、あるいは基本業務の履行に当たり特に必要な条件等（業務内容の変更等を含む。）は、本一覧表の「特記事項」欄に記載する。
- 3. 本契約業務において、基本業務に加えて委託者、受託者の間で合意した業務（オプション業務）がある場合は、本一覧表の「オプション業務一覧」の欄に個別に記載する。

II 監理に関する業務

(1)工事監理に関する業務

【4A1 工事監理に関する基本業務】

(「基本業務」の業務内容は、別冊「業務委託書 ②基本業務委託書」によるものとする。)

【基本業務一覧】

4A101 監理業務方針の説明等

- 1) 監理業務方針の説明
- 2) 監理業務方法変更の場合の協議等

4A102 設計図書等の内容の把握等

- 1) 設計図書等の内容の把握
- 2) 質疑書の検討

4A103 設計図書等に照らした施工図等の検討及び報告

- 1) 施工図等の検討及び報告
- 2) 工事材料、設備機器等の検討及び報告

4A104 工事と設計図書等との照合及び確認

4A105 工事と設計図書等との照合及び確認の結果報告等

4A106 工事監理報告書等との提出

(2)その他の業務

【4A2 その他の業務に関する基本業務】

(「基本業務」の業務内容は、別冊「業務委託書 ②基本業務委託書」によるものとする。)

【基本業務一覧】

4A201 請負代金内訳書の検討及び報告

4A202 工程表の検討及び報告

4A203 設計図書等に定めのある施工計画の検討及び報告

4A204 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

- 1) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告
- 2) 工事請負契約に定められた指示、検査等
- 3) 工事が設計図書等のないように適合しない疑いがある場合の破壊検査

4A205 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い

4A206 関係機関の検査の立会い等

4A207 工事費支払いの審査

- 1) 工事期間中の工事費支払い請求の審査
- 2) 最終支払い請求の審査

監理に関する提出物一覧及び提出要領(オプション業務の提出物を含む。)

業務委託書
②基本業務委託書

平成21年（2009年）7月27日版

公益社団法人 日本建築士会連合会
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
公益社団法人 日本建築家協会
一般社団法人 日本建設業連合会

1. 本業務委託書「業務委託書 ①契約業務一覧表」における「基本業務」は、本書にその内容を示す。
2. 基本業務の履行にあたり、委託者、受託者の間で合意した特に必要な条件等（業務内容の変更等を含む。）は、「業務委託書 ①契約業務一覧表」の「特記事項」欄に記載する。
3. 本業務委託書は、調査・企画業務委託契約書、又は基本業務を含まない業務委託契約書に添付することはできない。

目 次

I 設計に関する業務	2
(1) 基本設計に関する業務	2
1 A 基本設計に関する基本業務	2
1 A01 設計条件等の整理	2
1 A02 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	2
1 A03 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	2
1 A04 基本設計方針の策定	2
1 A05 基本設計図書の作成	2
1 A06 概算工事費の検討	3
1 A07 基本設計内容の委託者への説明等	3
(2) 実施設計に関する業務	3
2 A 実施設計に関する基本業務	3
2 A01 要求等の確認	3
2 A02 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	3
2 A03 実施設計方針の策定	3
2 A04 実施設計図書の作成	4
2 A05 概算工事費の検討	4
2 A06 実施設計内容の委託者への説明等	4
(3) 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務	4
3 A 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する基本業務	4
3 A01 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	4
3 A02 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	4
II 監理に関する業務	5
(1) 工事監理に関する業務	5
4 A1 工事監理に関する基本業務	5
4 A101 監理業務方針の説明等	5
4 A102 設計図書等の内容の把握等	5
4 A103 設計図書等に照らした施工図等の検討及び報告	5
4 A104 工事と設計図書等との照合及び確認	6
4 A105 工事と設計図書等との照合及び確認の結果報告等	6
4 A106 工事監理報告書等の提出	6
(2) その他の業務	6
4 A2 その他の業務に関する基本業務	6
4 A201 請負代金内訳書の検討及び報告	7
4 A202 工程表の検討及び報告	7
4 A203 設計図書等に定めのある施工計画の検討及び報告	7
4 A204 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	7
4 A205 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い	7
4 A206 関係機関の検査の立会い等	8
4 A207 工事費支払いの審査	8

I 設計に関する業務

(1) 基本設計に関する業務

1A 基本設計に関する基本業務

委託者から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して「業務委託書 ①契約業務一覧表」に定めた成果物（成果図書及びその他の成果物。建築士法第2条第5項に規定する設計図書を含む。以下同じ。）を作成するために必要な業務を行う。

1A01 設計条件等の整理

1) 条件整理

耐震性能や設備機能の水準など委託者から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。

整理した設計条件を委託者に説明したうえで、それが委託者の建築意図と要求に合致していることについての承認を受ける。

2) 設計条件の変更等の場合の協議

委託者から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、委託者に説明を求め、又は約款に基づいて委託者と協議する。

1A02 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

1) 法令上の諸条件の調査

基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。

2) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ

基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。その結果を基本設計に反映させる。

1A03 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行い、その結果を基本設計に反映させる。

1A04 基本設計方針の策定

1) 総合検討

設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案し、設計業務工程表を作成する。

2) 基本設計方針の策定及び委託者への説明と委託者の承認

総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、委託者に対して説明する。

また、それが委託者の建築意図と要求に合致していることの承認を受ける。説明の結果、委託者の承認が得られない場合は、本契約約款に基づき協議する。

1A05 基本設計図書の作成

基本設計方針に基づき、委託者と協議の上、基本設計図書を作成する。

1A06 概算工事費の検討

基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。

なお、ここで算出される概算工事費は、工事予算の目安とするもので、工事請負契約により決定される工事代金額とは必ずしも一致するものではない。

1A07 基本設計内容の委託者への説明等

基本設計を行っている間、委託者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について委託者の意向を確認する。委託者はそのつど明確な応答を行うものとする。

また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を委託者に提出し、委託者に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考え方。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行い、承認を受ける。

（2）実施設計に関する業務

2A 実施設計に関する基本業務

工事施工者が設計図書（図面及び仕様書をいう。以下、同じ。）の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるよう、また、工事費の適正な見積りができるよう、基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、「業務委託書①契約業務一覧表」に定めた成果物を作成するために必要な業務を行う。

2A01 要求等の確認

1) 委託者の要求等の確認

実施設計に先立ち又は実施設計期間中、委託者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。

2) 設計条件の変更等の場合の協議

基本設計の段階以降の状況の変化によって、委託者の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、委託者と協議する。

委託者が提示、承認若しくは追加、変更した要求、資料の内容が不十分若しくは不適切、又は内容に相互矛盾がある場合においては、委託者に説明を求め、又は本契約約款に基づいて委託者と協議する。

2A02 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

1) 法令上の諸条件の調査

建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。

2) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ

実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。その結果を実施設計に反映させる。

2A03 実施設計方針の策定

1) 総合検討

基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。

2) 実施設計のための基本事項の確定

基本設計の段階以降に検討された事項のうち、委託者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。

3) 実施設計方針の策定及び委託者への説明と委託者の承認

総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、委託者に説明する。

実施設計方針が委託者の建築意図と要求に合致していることの承認を受ける。説明の結果、委託者の承認が得られない場合は、本契約約款に基づき協議する。

2A04 実施設計図書の作成

1) 実施設計図書の作成

実施設計方針に基づき、委託者と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要のある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。

2) 建築確認申請図書の作成

関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。

2A05 概算工事費の検討

実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。

なお、ここで算出される概算工事費は、工事予算の目安とするもので、工事請負契約により決定される工事代金額とは必ずしも一致するものではない。

2A06 実施設計内容の委託者への説明等

実施設計を行っている間、委託者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について委託者の意向を確認する。委託者はそのつど明確な応答を行うものとする。

また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を委託者に提出し、委託者に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

（3）工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務

3A 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する基本業務

工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるため、「業務委託書 ①契約業務一覧表」に定めた成果図書等に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う。

3A01 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等

工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明を委託者を通じて監理者及び工事施工者に対して行う。また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。

3A02 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等

設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備

機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を委託者に対して行う。

II 監理に関する業務

(1) 工事監理に関する業務

4A1 工事監理に関する基本業務

工事を設計図書等（工事請負契約の内容となった設計図書並びに見積要項書及び質問回答書を総称している。以下、同じ。）と照合し、それが設計図書等のとおりに実施されているかいないかを確認するために、次に掲げる業務を行う。

4A101 監理業務方針の説明等

1) 監理業務方針の説明

- ① 監理業務の着手に先立って、監理体制（監理業務の担当者の氏名および担当業務を含む）その他監理業務方針について委託者に説明する。
- ② 受託者は、委託者の承認を受けた後、委託者とともに監理業務方針（監理体制を含む）を工事施工者に説明する。

2) 監理業務方法変更の場合の協議等

- ① 監理業務委託契約及び設計図書等に定めた監理業務方法に変更の必要が生じた場合、委託者と受託者は、協議を行う。

この場合において、委託者は変更した監理業務方法を工事施工者に書面をもって通知する。

- ② 委託者は、監理業務委託契約で定めた監理業務の内容又は方法が工事請負契約で定める監理者の行う事項と異なる場合は、その違いについて書面をもって工事施工者に通知する。

3) 監理業務の書面主義

監理業務における、受託者の工事施工者に対する設計図書等又は工事請負契約に基づく指示、確認、承認、通知などは原則として書面による。

4A102 設計図書等の内容の把握等

1) 設計図書等の内容の把握

- ① 設計図書等の内容を把握する。
- ② 設計図書等に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、委託者に報告し、必要に応じて委託者を通じて設計者に確認の上、その結果を工事施工者に通知する。

2) 質疑書の検討

工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書等に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて委託者を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。

4A103 設計図書等に照らした施工図等の検討及び報告

1) 施工図等の検討及び報告

- ① 設計図書等の定めにより工事施工者が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書等の内容に適合しているかについて検討し、委託者に報告する。
- ② 前項の検討の結果、適合していると認められる場合には、工事施工者に対して承認す

る。

- ③ 第①項の検討の結果、適合していないと認められる場合には、工事施工者に対して修正を求める。
- ④ 前項において、工事施工者が施工図等を再度提出する場合、第①項～第③項の規定を準用する。

2) 工事材料、設備機器等の検討及び報告

- ① 設計図書等の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本が設計図書等の内容に適合しているかについて検討し、委託者に報告する。
- ② 前項の検討の結果、適合していると認められる場合には、設計図書等の定めにより設計者の確認を必要とするときは、委託者を通じて設計者の確認を経た上で、工事施工者に対して承認する。また、設計図書等において委託者の承認を要すると定められたものについては、委託者の承認を経たのち委託者に代わって工事施工者に対して承認する。
- ③ 第①項の検討の結果、適合していないと認められる場合には、工事施工者に対して修正を求める。
- ④ 前項において、工事施工者が工事材料及び設備機器等及び仕上見本等を再度提出する場合、第①項～第③項の規定を準用する。

4A104 工事と設計図書等との照合及び確認

工事施工者の行う工事が設計図書等の内容に適合しているかについて、設計図書等に定めのある方法（「4A101 2) 監理業務方法変更の場合の協議等」）によって監理方法を変更したときは、その変更内容を含む。以下、同じ。）による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録（自主検査記録、施工記録、試験報告書、工事写真等をいう。）の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

4A105 工事と設計図書等との照合及び確認の結果報告等

- ① 工事と設計図書等との照合及び確認の結果、工事が設計図書等のとおりに実施されないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書等のとおりに実施するよう求めるとともに、委託者に報告する。
- ② 前項の指示に従って工事施工者が必要な修補又は改造を行った場合、これを確認し、委託者に報告する。
- ③ 前項の確認の結果、工事が指示どおりになされていないときは、第①項及び前項に準ずる。
- ④ 工事施工者が第①項による指示に従わないときは、その旨を委託者に報告する。なお、工事施工者が設計図書等のとおりに施工しない理由について、委託者に書面で報告した場合においては、委託者及び工事施工者と協議する。

4A106 工事監理報告書等の提出

- ① 工事と設計図書等との照合及び確認を全て終えた後、工事監理報告書及び当該契約で別段の定めのある図書等を委託者に提出する。
- ② 必要に応じて、建築基準法第12条第5項の規定に基づく工事監理報告書を建築主事等に提出する。

(2) その他の業務

4A2 その他の業務に関する基本業務

この業務は「4A1 工事監理に関する基本業務」に定める業務と一体となって行われる次に

掲げる「その他の業務」に関する基本業務をいう。

4A201 請負代金内訳書の検討及び報告

工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討及び確認し、その結果を委託者に報告する。

委託者は、その旨を工事施工者に通知する。ただし、設計図書等に別段の定めのある場合は、その定めによる。

4A202 工程表の検討及び報告

工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書等に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を委託者に報告するとともに、工事施工者に通知する。

4A203 設計図書等に定めのある施工計画の検討及び報告

設計図書等の定めにより工事施工者が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書等に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を委託者に報告するとともに、工事施工者に対して通知する。

4A204 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

1) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告

- ① 工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書等に関する内容を除く。）に適合しているか否かについて、設計図書等に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。
- ② 前項の確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を委託者に報告する。

2) 工事請負契約に定められた指示、検査等

- ① 工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等を行い、また工事施工者が、設計図書等の定めによりこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。ただし、本契約に定める業務範囲でこれを行うものとする。
- ② 設計図書等に受託者の立会いのうえ施工することを定めた工事がある場合、受託者は、工事施工者に指示して自主検査記録、工事写真等を作成させ、これを確認することもって立会いに代えることができる。
- ③ 工事請負契約に定められている場合のほか、工事について委託者と工事施工者間で通知又は協議を行う場合、適切な業務を行うため、原則として、通知は受託者を通じて、協議は受託者が参加して行う。

3) 工事が設計図書等の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

- ① 工事施工者の行う工事が設計図書等の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を書面をもって委託者に説明し、工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。
- ② 前項の破壊検査の結果、設計図書等のとおりに実施されている場合は、破壊検査およびその復旧に要する費用は、委託者の負担とする。

4A205 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い

工事施工者から委託者への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。

4A206 関係機関の検査の立会い等

- ① 建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめる。
- ② 当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき委託者に報告する。

4A207 工事費支払いの審査

1) 工事期間中の工事費支払い請求の審査

工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、その結果を委託者に報告する。

2) 最終支払い請求の審査

工事施工者から提出される最終支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、その結果を委託者に報告する。

競争入札心得

(総則)

第1条 社会福祉法人追分あけぼの会の発注に係る入札に当たっては、別に定めのものほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、入札執行前に見積る契約金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の100分の8に相当する金額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする入札保証保険証書を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して7日以上上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は社会福祉法人追分あけぼの会理事長（以下「理事長」という。）の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して7日以上の当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書に自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便による入札を認められた場合においては、前項の入札書を郵送により入札しようとする者は、その封筒に「何々入札書」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

3 入札書の価格には、消費税及び地方消費税を除いた価格で記入してください。

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書き換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札（入札保証金の納付を免除されているものを除く。）
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理人をしたときの双方の入札
- (8) 郵便による入札で所定の日時までに到着しなかったとき
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場合において入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に關係のない職員を開札に立ち会わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、最低限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合においてくじを引かないとあるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者としない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当したと認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

(1) 当該入札に係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、理事長の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札をした者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内で入札した者うち最低の価格で入札した者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては落札者の決定後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく、当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、理事長の作成した契約書に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内に理事長に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

2 この契約の締結に関し、理事会の議決を要する事項については、理事会の議決が得られるまでの間、仮契約の締結をすることがあります。この場合において、理事会の議決が得られた後、直ちに契約締結を行います。

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はこれに代えて提供した担保は、社会福祉法人追分あけぼの会に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の100分の8に相当する金額を社会福祉法人追分あけぼの会に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第15条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除された者を除く。）は契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする履行保証保険証書を提出したとき又は保険会社に社会福祉法人追分あけぼの会を債権者とする公共工事履行保証保険証書を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保証期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項の公共工事履行保証保険証書は、保証期間が工事の始期から受渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けの承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第16条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第17条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び工事費内訳書の徵取を行うこと又は入札の執行を取りやめることができます。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することができます。

(入札の取りやめ等)

第18条 理事長が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札を延期し、又は取りやめることができます。

(入札の辞退)

第19条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により理事長に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な扱いを行うことではありません。（不正行為に伴う損害賠償等）

第20条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することができます。

入札書

1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 業務名称 (仮称)小規模多機能型居宅介護事業所あびら建物改修工事監理業務委託

競争入札心得、契約条項その他社会福祉法人追分あけぼの会が示した競争入札の執行条件を承諾の上、上記の金額で入札いたします。

平成 年 月 日

住 所

入札者

氏 名

印

社会福祉法人追分あけぼの会

理事長 金子洋文様

※ 1) 入札金額は算用数字で記載し、その頭には「¥」又は「金」を付すこと。

2) 代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「 住 所

入札者

氏 名

住 所

代理人

氏 名

印

3) この様式は例示であり、この様式によらない入札書であっても、入札要件が具備されていれば有効であること。

委任状

私は、 (代理人の住所、氏名、印) を代理人と定め、社会福祉法人
追分あけぼの会が発注する（仮称）小規模多機能型居宅介護事業所あびら建物改修工事監
理業務委託に関し、次の権限を委任します。

記

1. 入札書及び見積書の提出に関すること。
2. 契約の締結に関すること。
3. 代金の請求及び受領に関すること。

平成 年 月 日

住 所

委任者

氏 名

回

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文様

※ この様式は例示であり、この様式によらない委任状であっても、委任状としての要件
が具備されていれば有効であること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)